

第164回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第1号

平成30年1月4日かすみがうら市農業委員会告示1号をもって、平成30年1月10日(水)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第164回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成30年1月10日(水) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 飯田 敬市	3番 齋藤 幸雄	4番 久松 弘叔
5番 井坂 孝雄	6番 欠番	7番 貝塚 光章	8番 宮本 教夫
9番 栗山 千勝	10番 塚本 勝男	11番 中山 峰雄	12番 山口 正男
13番 小松崎 誠	14番 鈴木 良道	15番 市川 敏光	16番 関川 忠雄
17番 安田 秀徳	18番 欠席	19番 小松崎 正衛	20番 外塚 孝雄

4. 欠席委員

18番 磯部 潤一

5. 説明のため出席した者

事務局長 高田 忠 係長 永田 昌之(書記) 主幹 鈴木 幸介

6. 議事録署名委員

15番 市川 敏光 16番 関川 忠雄

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第1号 買受適格証明願に係る農地法第3条の許可書の交付について

報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

議案審議について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明願の交付決定について

議案第4号 農地改良協議書に対する同意について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

その他

8. 閉会

午後2時45分閉会

事務局長	<p>只今から、平成29年度第164回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は18名で、会議規則第6条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 なお、委員会規則第6条により18番 磯部 潤一委員から欠席届が提出されております。 それでは、会議規則第4条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、外塚会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>会長あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第12条第2項の規定により、15番 市川 敏光委員、15番 関川 忠雄委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の永田係長を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、只今から午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号、第2号、報告第3号、報告第4号の報告案件ですが、委員の皆様には、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして早速質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
8番 宮本委員	<p>1月5日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、私と塚本委員、中山委員の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 番号1番は、工業団地の の約400m北に位置する畑になります。 現況は、雑草が繁茂していました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物は栗を計画しています。 番号2番は、センター近くに点在する畑8筆になります。 現況は、一部荒れている土地もありましたが、すぐ耕作できる状態でした。 申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は、野菜を計画しています。 番号3番は、にある の約300m東に位置するハス田4筆になります。 現況は、雑草が繁茂していました。申請人は、新規就農のため今回の申請に至り</p>

	<p>ました。作付作物はレンコンを計画しています。 番号4番は、のセンターの西に位置する水田になります。 現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は、水稻を計画しています。 番号5番は、センター近くに点在する水田7筆、畑4筆の11筆になります。 現況は、いずれもきれいな状態でした。申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。 作付作物は、水稻・ごぼう・ニンジン・さつまいもを計画しています。 番号6番は、のセンターの約150m北に位置する水田3筆になります。 現況は、いずれもきれいに管理されていました。 申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。 作付作物は、水稻を計画しています。 以上、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号2番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号3番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
14番 鈴木委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>どうぞ。</p>
14番 鈴木委員	<p>申請者は女性の方ですか。また、一人で就農するのですか。</p>
事務局	<p>申請者は女性で、申請書の内容では一人世帯となっております。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
14番 鈴木委員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号4番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。
議 長	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号5番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号6番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 なお、番号5番については、議事参与の制限がございますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第9条の規程により、先に審議いたします。 10番 塚本 勝男委員の退席をお願いします。
	(10番 塚本 勝男委員 退席)
議 長	それでは、番号5番について、事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
11番 中山委員	それでは、5条について私から説明いたします。 函面番号4番をご覧ください。 高校 グラウンドの約100m西に位置する田です。 こちらは、農振農用地となります。現況は、雑草が繁茂していました。 水利組合で管理する井戸ポンプ施設の管理用通路として、3年間の一時転用での

	<p>申請となります。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 農振農用地ですが、一時転用なので不許可の例外に該当するため、許可要件は満たしていると考えます 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。 10番 塚本 勝男委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(10番 塚本 勝男委員 入室)</p>
議 長	<p>続いて、番号1番から一括で、事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。</p>
11番 中山委員	<p>それでは説明いたします。 図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、センターの約450m北に位置する畑2筆で、第1種農地と判断しました。現在は、豚舎を取り壊した後の基礎が残っており、土地所有者から始末書が添付されております。申請人は、かすみがうら市の圃場拡大による、資材や農業機械等を置くための、農業用資材置場を計画しています。 申請地は第1種農地ですが、農業用施設は不許可の例外に該当するため、問題ないと判断しました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号2番をご覧ください。 番号2番は、 の の北側にある畑2筆で、第2種農地と判断しました。 現況は、コンプレッサーや電気設備、パレットなどが置かれ、既に資材置場として使用されており、始末書が添付されております。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号3番をご覧ください。 番号3番、4番は、 の約150m北東にある畑3筆になります。 こちらは、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されておりました。 申請人は、太陽光発電施設を計画しています。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号5番をご覧ください。 番号6番は、 の センターの約300m北西に位置する畑2筆で、第2種農地と判断しました。現況は、住宅の敷地の一部として利用されており、始末書が添付されております。申請人は、農家住宅の敷地拡張のため申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。</p>

	番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
8番 貝塚委員	はい議長。
議長	どうぞ。
8番 貝塚委員	この はどんな会社ですか。
事務局	はい、この会社は、 市で農地所有適格法人として、農作物の生産を行う、大きな法人であると聞いております。 本市においては、 の 通りで、平成25年から向日葵の生産をしていると聞いております。先ほど3条でも申請がありましたが、 市以外でも活動しており、今回当市でも圃場が増えたことにより、農業用機械を置いて農業を行うということでございます。
議長	よろしいですか。
8番 貝塚委員	はい、わかりました。
議長	他にございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号2番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号3番及び番号4番は、譲受人、譲渡人が同一人なことから、一括審議とします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番及び番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号3番及び番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号6番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり許可することに決定いたします。 なお、番号1番については3,000㎡以上の案件となることから、18日の茨城県農業会議諮問案件になりますので、委員の皆さんご承知おき願います。
議 長	次に「議案第3号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
10番 塚本委員	現況証明願いについて説明いたします。 図面番号6番をご覧ください。 番号1番は、 の クラブの敷地内で、クラブハウスから約500m北東に位置します。 こちらは、平成2年の頃からゴルフ場の管理用地として利用されており、同時期から雑種地課税されている証明も添付されております。 現況も申請どおりになっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号7番をご覧ください。 番号2番は、 学校の約50m西に位置します。 こちらは、昭和59年頃から の倉庫敷地となっており、現在も同様になっておりました。 現在も申請どおりになっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号8番をご覧ください。 番号3番は、 から約100m東に位置します。 こちらは、昭和43年頃から住宅敷地となっており、現況も申請どおりになっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に番号2番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に番号3番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第3号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に「議案第4号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
10番 塚本委員	農地改良協議について説明いたします。 函面番号9番をご覧ください。 番号1番は、 の から約400m南東に位置する田になります。 地内の市が発注した、道路改良工事から発生する土を入れ、田畑転換をするための申請となります。 改良後は、栗を植える計画となっております。 以上、皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。議案第4号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
14番 鈴木委員	はい、議長。
議 長	どうぞ。
14番 鈴木委員	別に問題はないのですが、参考に道路改良の工事業者はどこですか。市道は 号線ですか。
議 長	事務局説明をお願いします。
事務局	はい、市内の に事務所を置く、 です。 道路改良工事は、市道 号線です。
議 長	鈴木委員、よろしいですか。
14番 鈴木委員	はい、わかりました。
議 長	他にございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおりすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第4号 農地改良協議書に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	次に「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。

	事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	<p>利用権設定内容について説明いたします。今回の利用権設定は全体で23件。面積は49,330㎡。その内新規は15件で作物は水稲・蕎麦・花き・レンコンとなります。</p> <p>再設定は8件。作物は水稲となります。</p> <p>以上農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると思われます。以上です。</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは裁決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p>
議長	<p>他に事務局からありますか。</p>
事務局	<p>平成30年度総会日等の予定表について</p> <p>忘年会の収支報告について</p> <p>県南地域連絡協議会農業委員会全体研修について</p> <p>農用地利用最適化推進委員の評価委員会について</p>
議長	<p>以上をもちまして第164回総会を閉会いたします。</p> <p>長時間にわたる慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>(午後2時45分 閉会)</p>